

大分県報

令和三年
第一八六号
三月二日

（火曜日）

目次

規則	一
大分県庁舎等管理規則の一部改正	一
大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止	一
公安委員会規則	二
銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正	二
大分県道路交通法施行細則の一部改正	三
告示	三
大分県税条例の規定による個人の事業税に関する申告期限の延長	三
青少年に有害な興行の指定	四
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	四
道路区域の変更（三件）	四
道路の供用開始（四件）	五
玖珠都市計画区域の変更	六
大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務の一部改正	六
教育委員会告示	七
県指定有形文化財の指定	七
県指定有形民俗文化財の指定	七
県指定天然記念物の指定	七
県指定有形文化財の指定の解除	七
選挙管理委員会告示	八
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する取 支報告書の要旨	八
訓 令 甲	九
大分県直営工事執行規程の廃止	九

令和三年三月二日

規則

警察本部訓令	九
大分県警察技能指導官に関する規程の一部改正	九
公告	一〇
開発行為の完了	一〇
令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	一〇

大分県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第三号

大分県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

大分県庁舎等管理規則（昭和三十八年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「書等」を「申請書」に改める。

第二号様式の（表面）中

氏名	年齢	性別	男女

を
に改め、同様式の（裏面）中

「譲渡」を「譲渡し」、「び」「ただちに」を「直ちに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和三年三月二日

大分県報（規則）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四号

大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成二十二年大分県規則第五十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月2日

大分県公安委員長 板 井 良 助

大分県公安委員会規則第2号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年大分県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第11条第1項第5号」の次に「及び第6号」を加え、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第1号様式中「㊸」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

第2号様式及び第3号様式中「㊸」及び備考を削る。

第4号様式中「㊸」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第5号様式中「㊸」を削る。

第6号様式中「㊸」及び備考を削る。

第7号様式中「㊸」を削る。

第8号様式中「㊸」及び備考を削る。

第9号様式及び第10号様式を次のように改める。

第9号様式（第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

私は、銃砲刀剣類所持等取締法
第4条の2第1項の規定による
第7条の3第1項の規定による
銃銃の所持の許可の申請
} をする日前3年以内に同法第10
条の9第1項の指示を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が
現にない者であることを誓約します。

住所

職業

氏名

備考 該当する事項の□内にし印を記入すること。

第10号様式 削除

第11号様式中「㊸」及び備考を削る。

第12号様式中「㊸」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

第13号様式中「㊸」及び備考を削る。

第14号様式中「㊸」を削る。

第15号様式中「㊸」を削り、同様式の備考中「はり」を「貼り」に改める。

第16号様式中「㊸」を削る。

第17号様式中の（裏）中「若しくは第9条の7第2項」を「第9条の7第2項」に改め、

「保管しているかどうか、」の次に「若しくは第9条の11第3項の規定による指名が行われて

いるかどうか、」を加える。

第18号様式及び第19号様式中「㊸」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月2日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

**大分県公安委員会規則第3号**

**大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように

改正する。

第3条第3項第1号ア中「運転免許証」の次に「（以下「免許証」という。）」を加え

る。

第8条第4項第1号中「運転免許証」を「免許証」に改める。

第15条第2項第1号中「又は住民票」を「若しくは住民票の写し又は免許証」に改め、同

項第3号中「現に運転免許」の次に「（以下「免許」という。）」を加え、「運転免許証」

を「免許証」に改める。

第21条を次のように改める。

（運転免許試験等の場所及び期日）

**第21条** 法第89条第1項の運転免許試験、法第89条第3項に規定する技能検査、令第32条の

3第1項、同条第2項、第32条の3の2第2項、第32条の5第1項若しくは同条第2項に

規定する緊急自動車の運転資格の審査、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査、法

第97条の2第2項の規定による確認又は法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「免許試験等」という。）は、実施の日時を指定して行うものとする。ただし、災害その他の特別の事由がある場合は、指定した日時に行わないことができる。

2 免許試験等は、大分県運転免許センターその他公安委員会の指定する場所において行うものとする。

第21条の2を削る。

第21条の2の2の見出し中「場所及び期日等」を「申請」に改め、同条第1項を削り、同

条第2項中「前項」を「緊急自動車の運転資格」に改め、同項を第21条の2とする。

第21条の2の3及び第21条の3を削る。

第22条中「免許試験」を「運転免許試験」に改める。

第23条第1項中「運転免許証（以下「免許証」という。）」を「免許証」に改め、同条第

2項中「運転免許（以下「免許」という。）」を「免許」に改める。

第3号様式中「㊸」及び備考を削る。

第4号様式中「㊸」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第7号様式の2中「㊸」及び備考を削る。

第9号様式及び第9号様式の2中「㊸」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

第11号様式、第11号様式の2、第14号様式及び第15号様式中「㊸」及び備考2を削り、備

考1を備考とする。

第16号様式中「第21条の2の2」を「第21条の2」に改める。

第23号様式中「㊸」及び備考1を削り、備考2中「はり」を「貼り」に改め、備考2を備

考とする。

第29号様式中「㊸」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**○ 却 示**

**大分県告示第百四十八号**

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」といふ。）第十二条第  
二項の規定により、条例第三十五条の八第一項及び第二項に規定する個人の事業税の申告書  
の提出期限のなが、令和二年中の所得に係るものについては、年中途におおつて事業を廃止  
した場合には、令和三年四月十五日までに提出する。

令和三年三月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第四百十九号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和三年三月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

|         |    |                   |                |                                    |
|---------|----|-------------------|----------------|------------------------------------|
| 指定年月日   | 種類 | 題名                | 制作社名<br>又は配給社名 | 指定理由                               |
| 令三・二・一六 | 映画 | たわわな気持ち 全部やっちゃおう  | オーピー映画         | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。 |
| 〃       | 〃  | 赤い凌辱              | 新東宝映画          | 〃                                  |
| 〃       | 〃  | 拷問女暗黒史            | 新東宝映画          | 〃                                  |
| 〃       | 〃  | 若妻トライアングル ぎゅつとしめる | オーピー映画         | 〃                                  |
| 〃       | 〃  | 喪服の快楽 抜かないで       | オーピー映画         | 〃                                  |

大分県告示第五百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年三月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

|              |       |                       |       |
|--------------|-------|-----------------------|-------|
| 事業名          | 地区名   | 縦覧期間                  | 縦覧場所  |
| 県営農村地域防災減災事業 | 大久保溜池 | 令三・三・二から<br>令三・三・二二まで | 大分市役所 |

大分県告示第五百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和三年三月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 道路の種類<br>及び路線名 | 区間                                                           | 区域変更<br>前後別 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延長<br>メートル |
|----------------|--------------------------------------------------------------|-------------|--------------------|------------|
| 県道三重新<br>殿線    | 豊後大野市千歳町下山字山久保八九<br>八番一地从先から<br>豊後大野市千歳町下山字山久保九〇<br>四番一地从先まで | 前           | 一一・四・〇             | 六〇・〇       |
|                |                                                              | 後           | 一〇九・〇<br>〃<br>四八・五 |            |
| 県道田野庄<br>内線    | 由布市庄内町直野内山字底畑一〇〇<br>八番二から<br>由布市庄内町直野内山字底畑一〇一<br>一番四まで       | 前           | 一一・八<br>〃<br>六・八   | 六八・五       |
|                |                                                              | 後           | 二六・八<br>〃<br>一六・〇  |            |
| 県道山内新<br>殿線    | 豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六一<br>七番一地从先から<br>豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六六<br>〇番二まで    | 前           | 二九・四<br>〃<br>四・六   | 一一四・〇      |
|                |                                                              | 後           | 二九・四<br>〃<br>一三・八  |            |

大分県告示第五百十二号

|                                                                                                                                  |  |  |                                                                         |  |  |                                                                                                                                                     |  |  |                                                                                                                                                     |  |  |                                                                         |  |  |                                                                         |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-------------------------------------------------------------------------|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-------------------------------------------------------------------------|--|--|-------------------------------------------------------------------------|--|--|
| <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和三年三月二日</p> |  |  | <p>大分県知事 広瀬貞</p>                                                        |  |  | <p>大分県告示第百五十四号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和三年三月二日</p> |  |  | <p>大分県知事 広瀬貞</p>                                                                                                                                    |  |  |                                                                         |  |  |                                                                         |  |  |
| <p>道路の種類及び路線名</p> <p>区間</p> <p>前後別</p> <p>敷地の幅員</p> <p>延長</p>                                                                    |  |  | <p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>供用開始年月日</p>                          |  |  | <p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>供用開始年月日</p>                                                                                                      |  |  | <p>大分県告示第百五十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和三年三月二日</p> |  |  | <p>大分県知事 広瀬貞</p>                                                        |  |  |                                                                         |  |  |
| <p>津線</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番一</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番二</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                                |  |  | <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番一</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番二</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p> |  |  | <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番一</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番二</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                                                             |  |  | <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番一</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番二</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                                                             |  |  | <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番一</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番二</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p> |  |  | <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番一</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番二</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p> |  |  |
| <p>津線</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                                                                                |  |  | <p>津線</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                       |  |  | <p>津線</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                                                                                                   |  |  | <p>津線</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                                                                                                   |  |  | <p>津線</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                       |  |  |                                                                         |  |  |
| <p>津線</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                                                                                |  |  | <p>津線</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                       |  |  | <p>津線</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                                                                                                   |  |  | <p>津線</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                                                                                                   |  |  | <p>津線</p> <p>宇佐市大字山口字深水越二三四番三</p>                                       |  |  |                                                                         |  |  |

令和三年三月二日

大分県報（告示）

五

|                                                                                                                                                              |                                                                                      |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>県道山内新殿線</p>                                                                                                                                               | <p>由布市庄内町直野内山字底畑一〇一一番四まで<br/>豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六一一番三から<br/>豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六六〇番二まで</p>     | <p>令三・三・二</p>             | <p>字佐市大字山口字七枝一七番二から<br/>字佐市大字山口字七枝一八番三まで</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>大分県告示第百五十六号<br/>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。<br/>その関係図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。<br/>令和三年三月二日<br/>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> | <p>道路の種類及び路線名<br/>供用開始区間<br/>玖珠郡玖珠町大字太田字松信四一三〇番一地从先から<br/>玖珠郡玖珠町大字太田字松信四一二〇番一四まで</p> | <p>供用開始年月日<br/>令三・三・二</p> | <p>大分県告示第百五十八号<br/>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、次のとおり玖珠都市計画区域を変更する。<br/>令和三年三月二日<br/>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 都市計画区域の名称<br/>玖珠都市計画区域<br/>二 都市計画区域の変更に係る土地の区域<br/>(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域<br/>玖珠郡玖珠町大字四日市字祝林、字西ノ原、字上ノ原及び字井ノ尻の各一部並びに大字綾垣字池ノ原及び字下綾垣の各一部<br/>(2) 都市計画区域から除外される土地の区域<br/>なし</p> |
| <p>大分県告示第百五十七号<br/>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。<br/>その関係図面は、令和三年三月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。<br/>令和三年三月二日<br/>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> | <p>道路の種類及び路線名<br/>供用開始区間<br/>玖珠郡玖珠町大字太田字松信四一三〇番一地从先から<br/>玖珠郡玖珠町大字太田字松信四一二〇番一四まで</p> | <p>供用開始年月日<br/>令三・三・二</p> | <p>大分県告示第百五十九号<br/>大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務(平成二十年大分県告示第二百四十五号)の一部を次のように改正する。<br/>令和三年三月二日<br/>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>第三条の表その一中<br/>大分県農業協同組合<br/>べつぷ日出農業協同組合<br/>玖珠九重農業協同組合<br/>大分大山町農業協同組合<br/>九重町飯田農業協同組合<br/>大分県内のすべての店舗<br/>本所<br/>を</p>                                                       |
| <p>県道宇佐本耶馬溪線</p>                                                                                                                                             | <p>道路の種類及び路線名<br/>供用開始区間<br/>宇佐市大字山口字尾鼻一五番五から<br/>宇佐市大字山口字尾鼻一五番三まで</p>               | <p>供用開始年月日<br/>令三・三・二</p> | <p>大分県内のすべての店舗<br/>本所<br/>を</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|             |            |
|-------------|------------|
| 大分県農業協同組合   | 大分県内の全ての店舗 |
| べっぷ日出農業協同組合 |            |
| 大分大山町農業協同組合 |            |

に改める。

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附則

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第一号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。

令和三年三月二日

大分県教育委員会

| 種別  | 名称          | 員数  | 時代          | 所在の場所                | 所有者    |
|-----|-------------|-----|-------------|----------------------|--------|
| 彫刻  | 木造十一面観音菩薩立像 | 一躯  | 鎌倉時代後期      | 豊後高田市鍛冶屋町字鍛冶屋町五六六番地一 | 光嚴寺    |
|     | 木造釈迦如来坐像    | 一躯  | 南北朝時代       | 国東市武蔵町成吉一〇八九番地       | 圓明寺    |
| 古文書 | 高牟禮文書       | 四四点 | 平安時代後期～明治時代 | 宇佐市大字下高一三番地          | 高牟禮健治郎 |
|     |             |     |             |                      |        |

大分県教育委員会告示第二号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定有形民俗文化財に指定する。

令和三年三月二日

| 名称                   | 員数 | 時代   | 所在地                    | 所有者       |
|----------------------|----|------|------------------------|-----------|
| 道園庚申塔二基 附庚申待上講関係資料一式 | 八点 | 江戸時代 | 豊後高田市夷字田中二五九一番地 豊後高田市夷 | 板井克己 道園地区 |

大分県教育委員会告示第三号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十五条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定天然記念物に指定する。

令和三年三月二日

大分県教育委員会

| 区分    | 名称       | 特記事項                                 | 所在地                                                          | 所有者 |
|-------|----------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----|
| 天然記念物 | 向田天満社自然林 | 両子火山噴出物からなる開析の進んだ山地の先端部に自生する沿海性スダジイ林 | 国東市国見町向田字小野一三八〇番地一、一三八〇番地二、一三八〇番地三、一三八一番地、一三八二番地一、字宮ノ下一五〇一番地 | 天満社 |

大分県教育委員会告示第四号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第五条第一項の規定により、次に掲げる県指定有形文化財の指定を解除する。

令和三年三月二日

大分県教育委員会

| 種別  | 指定番号   | 名称    | 指定年月日        | 所在地                |
|-----|--------|-------|--------------|--------------------|
| 建造物 | 建第一八二号 | 筏場目鏡橋 | 昭和六十一年三月三十一日 | 日田市大字川下八六番地及び一九八番地 |

○選挙管理委員会告示

大分県報（告示・教育委告示・選管委告示）

大分県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和三年三月二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第一回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年12月6日執行大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5633,100円

3 収支報告書の要旨

| 候補者氏名   | 衛藤 陽平 | 所属党派  | 無所属 | 期間                   |
|---------|-------|-------|-----|----------------------|
| 出納責任者氏名 | 日隈 一秀 | 日隈 一秀 |     | 11月16日から<br>12月17日まで |

収入

主たる寄附  
(団体名)  
衛藤陽平後援会  
(氏名)  
安部 武巳

(寄附額)  
3,000,000円  
(職業)  
会社役員

10,000

支出

人件費 480,000円  
 家賃費 779,150  
 選挙事務所費 734,800  
 集会会場費 44,350  
 通信費 46,613  
 交通費 0  
 印刷費 1,098,000  
 広告費 1,152,030  
 文具費 25,755  
 食糧費 333,984  
 雑費 0  
 雑費 1,710

その他の寄附  
その他の収入

0件  
0

今回計 3,010,000  
総計 3,010,000

今回計 3,917,242  
総計 3,917,242

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目      | 金額       |
|--------------|---------|----------|
|              | ビラの作成   | 120,160円 |
|              | ポスターの作成 | 810,360円 |
| 計            |         | 930,520円 |

報告書受理年月日 令和2年12月21日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年12月6日執行大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,633,100円
- 3 収支報告書の要旨

|         |       |      |     |    |                     |      |
|---------|-------|------|-----|----|---------------------|------|
| 候補者氏名   | 小川 克巳 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 11月7日から<br>12月21日まで | 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 小川 敏幸 |      |     |    |                     |      |

| 収入     | 支出        |
|--------|-----------|
| 主たる寄附  | 0円        |
| その他の寄附 | 0         |
| その他の収入 | 1,436,169 |
| 今回計    | 1,436,169 |
| 総計     | 1,436,169 |
| 家賃     | 135,000円  |
| 選挙事務所費 | 150,000   |
| 集合会場費  | 0         |
| 通信費    | 6,566     |
| 交通費    | 0         |
| 印刷費    | 279,109   |
| 広告費    | 366,668   |
| 文具費    | 20,420    |
| 食糧費    | 427,500   |
| 雑費     | 45,000    |
|        | 5,906     |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目      | 金額       |
|--------------|---------|----------|
|              | ビラの作成   | 104,869円 |
|              | ポスターの作成 | 174,240円 |
|              | 計       | 279,109円 |

|          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和2年12月21日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|

○訓令甲

大分県訓令甲第一号

土木建築部  
土木事務所

大分県直営工事執行規程(昭和三十二年大分県訓令第十三号)は、廃止する。

令和三年三月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第2号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察技能指導官に関する規程(平成26年大分県警察本部訓令第8号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月2日

大分県警察本部長 竹 迫 宣 哉

第5条を削る。

第6条第2項中「前項の」の次に「規定による」を、「ときは、」の次に「警務部長を経由して警察本部長に」を加え、「委員長に」を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「委員会の審査結果」を「前条第2項又は次条第2項の規定による上申」に改め、同条を第6条とする。

第8条第2項中「前項の」の次に「規定による」を、「ときは、」の次に「警務部長を経由して警察本部長に」を加え、「委員長に」を削り、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表の刑事部門の項中「暴力団対策」を「組織犯罪対策」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年三月二日から施行する。

## ○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年三月二日

大分県知事 広 瀬 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

豊後大野市三重町赤嶺字深田千五百五十二番ほか六筆（二工区）

二 開発区域の面積

三千百六十六・四四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市大字古国府二百四十三番地九

株式会社ホームインブルーメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

四 完了検査年月日

令和三年二月一日

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、次のとおり令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験を実施する。

令和三年三月二日

大分県知事 広 瀬 貞

一 試験の期日及び時間

1 学科の試験

二級建築士試験 令和三年七月四日（日）

木造建築士試験 令和三年七月十一日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士試験 令和三年九月十二日（日）

木造建築士試験 令和三年十月十日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

二級建築士

学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一

設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一

木造建築士

学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一

設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一

三 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

1 受験申込受付期間及び受付時間

令和三年四月一日（木）から同月十五日（木）まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがあり、インターネットの利用が困難である場合等）は、令和三年四月七日（水）までにセンター本部に申し出ること。

四 合格者の発表

令和三年十二月二日（木）（予定）

なお、学科の試験については、二級建築士試験は令和三年八月二十四日（火）（予定）、木造建築士試験は同年九月七日（火）（予定）に発表する。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、令和三年六月九日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaiec.or.jp/>）において公表する。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、受付期間内にセンター本部にその旨を申し出ること。